

# 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

## 実施方針

令和2年12月

岡山市



## 目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	6
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	20
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	22
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	23
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	25
	(様式第1号) .....	26
別紙-1	本件事業の事業スキーム図.....	27
別紙-2	建設予定地位置図.....	29
別紙-3	本件事業に係るリスク分担(案).....	30
別紙-4	契約手続きに関する事項.....	33

岡山市は、本件事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じて、実施するものとする。

この実施方針は、P F I 法に準じて、特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたって、本件事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	岡山市可燃ごみ広域処理施設の建設工事及び運営管理業務について、D B O方式により事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を期待する「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業」をいう。
本件施設	本件事業において設計施工するごみ焼却施設及び付帯施設、敷地と外構設備等から構成される「岡山市可燃ごみ広域処理施設」をいう。
本件工事	本件施設の建設工事を設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（高度技術提案型）により実施する「岡山市可燃ごみ処理施設整備・運営事業（建設工事）」をいう。解体撤去工事を含む。
解体撤去工事	岡南環境センター及び関連付帯施設の解体設計、解体撤去工事を含めていう。
本件業務	本件施設の運営管理を長期的かつ包括的に実施する「岡山市可燃ごみ処理施設整備・運営事業（運営管理業務）」をいう。
焼却灰運搬業務	本件施設から発生する焼却灰を事業者が提案する焼却灰資源化施設へ運搬する業務をいう。
焼却灰資源化業務	本件施設から発生する焼却灰を事業者が提案する焼却灰資源化施設にて資源化する業務をいう。
飛灰運搬業務	本件施設から発生する飛灰を事業者が提案する飛灰資源化施設へ運搬する業務をいう。
飛灰資源化業務	本件施設から発生する飛灰を事業者が提案する飛灰資源化施設にて資源化する業務をいう。
岡南環境センター	解体撤去工事で解体撤去される既存の岡南環境センター及び関連付帯施設を含めていう。
岡南事業所	岡南環境センター内に併設されている収集運搬業務に従事する岡山市職員の事務所及び収集車両の駐車場等の関連施設をいう。
市民屋内温水プール	本件施設に隣接する「岡山市立 市民屋内温水プール」をいう。 設備構成は、温水プール、健康増進施設等及び付帯する外構施設から構成されており、本件施設から熱源（蒸気）等を供給する。本件施設の余熱利用施設として位置づけられる。
北側用地施設	敷地北側に位置する民間商業施設用地に整備（北側用地施設整備工事）を計画している市民の憩いの場、防災施設等をいう。当該敷地は令和8年4月までの期限で借地契約に基づき民間企業が借用している土地であり、借地契約が満了した段階で当該跡地に整備する計画としている。本件施設の余熱利用施設として位置づけられる。

用語	定義
D B O方式	本件施設の Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営) を事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
募集要項	本件事業の入札公告に基づき配布する入札説明書、落札者決定基準、要求水準書第 I 編、要求水準書第 II 編、契約書案等の資料であり、本件事業に関する入札条件、設計・施工条件、要求水準、契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
要求水準書第 I 編	本件工事に関する設計・施工条件、性能保証事項、設計・施工仕様、建設工事請負契約に関する権利・義務等を取りまとめた「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」をいう。
要求水準書第 II 編	本件業務に関する業務範囲、運営管理業務条件、岡山市が行う業務等を取りまとめた「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書 第 II 編 運営管理業務編」をいう。
企業グループ	本件事業に係る入札に応募する者のうち、単体企業ではなく複数の企業で応募する場合の企業群をいう。
入札参加者	本件事業に係る入札に応募し、入札参加資格審査が認められた企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表し、岡山市との交渉窓口となる企業をいう。運営管理事業者を S P C とする場合は、S P C への出資は、50%を超える議決権割合を有するものとする。
構成員	入札参加者を構成する者のうち、S P C に出資する者をいう。
協力企業	入札参加者を構成する者のうち、S P C に出資しない者をいう。
S P C	落札者の構成員が自ら株主として出資設立する本件事業の運営管理業務を目的とする特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。
事業者	本件事業を実施する者として選定された落札者及び運営管理事業者をいう。
設計施工事業者	建設工事請負契約を岡山市と締結する当事者をいう。 設計施工事業者を代表企業の単体とする場合は、プラント建設企業、土木建築設計企業、土木建築建設企業、解体企業の別に定める全ての要件を満足しなければならない。 また、共同企業体とする場合は、プラント建設企業、土木建築設計企業、土木建築建設企業、解体企業で構成する共同施工型共同企業体 (甲型 J V) とし、代表企業が代表を務めなければならない。
プラント建設企業	本件施設のプラント部分の設計及び建設を担当する者で、代表企業が努めなければならない。

用語	定義
土木建築設計企業	本件施設の設計を担当する者をいう。
土木建築建設企業	本件施設のうち建屋及び土木・外構施設等の建設を担当する者をいう。
解体企業	解体撤去工事を担当する者をいう。
運営管理事業者	運営管理業務委託契約を岡山市と締結する当事者をいう。 なお、運営管理事業者をSPCとするか、単体の企業または複数の企業で構成する共同企業体とするかについては任意とする。
運営管理事業者 (単体とする場合)	運営管理事業者を単体とする場合は、代表企業が運営管理事業者を務めなければならない。 また、その際の代表企業は、別に定める運営管理企業としての要件を全て満たさなければならない。
運営管理事業者 (共同企業体とする場合)	運営管理事業者を共同企業体とする場合は、共同業務型共同企業体としなければならない。 また、共同業務型共同企業体は、代表企業と運営管理企業で構成しなければならない。
運営管理企業	本件業務を担当する者をいう。
焼却灰運搬企業	本件施設から発生する焼却灰を事業者が提案する焼却灰資源化施設へ運搬する者をいう。
焼却灰資源化企業	本件施設から発生する焼却灰を事業者が提案する焼却灰資源化施設にて資源化処理する者をいう。
飛灰運搬企業	本件施設から発生する飛灰を事業者が提案する飛灰資源化施設へ運搬する者をいう。
飛灰資源化企業	本件施設から発生する飛灰を事業者が提案する飛灰資源化施設にて資源化処理する者をいう。
落札者	本件事業の入札において、岡山市が定める基準等に基づき落札者と選定された者。
基本協定	本件事業開始のために岡山市及び落札者が行う基本的事項について、岡山市と落札者の間で締結する協定をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約、運営管理業務委託契約、焼却灰運搬業務委託契約、焼却灰資源化業務委託契約、飛灰運搬業務委託契約、飛灰資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
基本契約	事業者が本件事業を一括して発注するために、岡山市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、岡山市と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。

用語	定義
運営管理業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と運営管理事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。
資源化企業	焼却灰運搬企業、焼却灰資源化企業、飛灰運搬企業、飛灰資源化企業を総称して又は個別にいう。
焼却灰運搬業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と焼却灰運搬企業との間で締結する焼却灰運搬業務に関する契約をいう。
焼却灰資源化業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と焼却灰資源化企業との間で締結する焼却灰資源化業務に関する契約をいう。
飛灰運搬業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と飛灰運搬企業との間で締結する飛灰運搬業務に関する契約をいう。
飛灰資源化業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と飛灰資源化企業との間で締結する飛灰資源化業務に関する契約をいう。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

#### (2) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 大森 雅夫

#### (3) 本件事業の目的

本件事業は、岡山市及び玉野市並びに久米南町において発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、岡山市の岡南環境センターを解体撤去した跡地に、新たに可燃ごみの焼却施設を整備するものである。

本件事業で実施する業務は、ごみ焼却施設の建設に加え、管理棟、計量棟等の付帯施設の建設工事、既存施設の解体撤去工事及び土壌汚染対策工事を一体的かつ効率的に施工し、一連の設計・建設工事と運営管理業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施するものである。

本件事業の実施目的は、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により施設整備に係る基本方針の具現化を目指すものである。

#### (4) 本件事業の整備基本方針

本件事業は、広域処理施設の整備・運営事業としての位置付けに留まらず、岡山市における循環型社会及び低炭素社会の形成に向けた基幹的事業である。

次に掲げる3つの施設整備に係る基本方針は、本件事業を実施するに際して岡山市が目指すべき施設の多様な機能や性能及び役割等を明確にし、本件事業の基本的方向性を明示化した基本方針である。このため、施設整備に係る基本方針は本件施設の計画、設計、建設、運営管理に際しての基本的方向性を示す方針として位置付けるものとし、本件事業の適切な実施により基本方針を具体化するものである。

本件施設の設計・施工にあたっては次の施設整備に係る基本方針に合致したものとする。

基本方針1：安全・安心で安定的な処理が確保され、経済性にも優れた施設

基本方針2：焼却による熱エネルギーを最大限活用し、地域や市民に貢献できる施設

基本方針3：周辺の住環境にも配慮し、環境教育にも貢献できる施設

#### (5) 事業の内容

##### 1) 事業方式

本件事業は、DBO (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営)) 方式により実施する。

落札者の構成企業及びSPCを運営管理事業者として、岡山市の所有となる本件施設の本件事業に係る業務を一括して行うものとする。

##### 2) 契約の形態

- ア 岡山市と落札者は、落札者決定後速やかに、本件事業に係る基本協定を締結する。
- イ 岡山市と事業者は、本件事業に係る基本契約を締結する。
- ウ 基本契約に基づいて、岡山市は、設計・施工事業者と本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- エ 基本契約に基づいて、岡山市は、運営管理事業者と本件事業に係る運営管理業務委託契約を締結する。
- オ 基本契約に基づいて、岡山市は、焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業の各々と焼却灰運搬業務委託契約（飛灰運搬企業にあたっては、飛灰運搬業務委託契約）を締結する。
- カ 基本契約に基づいて、岡山市は、焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の各々と焼却灰資源化業務委託契約（飛灰資源化企業にあたっては、飛灰資源化業務委託契約）を締結する。
- キ 特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙－1 本件事業の事業スキーム図」に示す。

### 3) 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日から、令和 29 年 3 月 31 日までとする。

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は令和 9 年 3 月 31 日までとする。

運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は令和 29 年 3 月 31 日までとする。なお、運営管理業務委託契約の契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを事前準備期間と規定し、令和 9 年 4 月 1 日より実運営を開始するものとする。この場合、令和 9 年 4 月 1 日から令和 29 年 3 月 31 日までを「実運営期間」という。

### 4) 事業期間終了時の措置

岡山市は、事業期間終了後も 30 年間にわたり本施設を継続して公共の用に供する予定である。

なお、本件施設の事業期間終了時の措置について、運営管理業務委託期間終了の 36 か月前から、岡山市及び運営管理事業者は協議を開始できるものとする。また、岡山市が本件事業終了後の次期事業を検討するにあたり、運営管理事業者は岡山市が要請した場合に特定部品の供給に関する協議に協力するものとする。特定部品とは、運営管理事業者でなければ製造、供給できない部品のことをいう。

### 5) 計画施設の概要

#### ア 計画地の概要

所在地	岡山市南区豊成一丁目 4 番 1 号ほか（別紙－2 建設予定地位置図参照）	
敷地面積	約 14,400m <sup>2</sup>	
都市計画事項	区域区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域（敷地北東部の一部）、第 1 種住居地域（その他部分）
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下
	容積率	200%以下
	高さ制限	建築基準法による
	日影規制	建築基準法による

## イ 計画施設の概要

処理方式	全連続燃焼式ストーカ焼却炉（蒸気タービン発電機付き）
施設規模及び炉数	200t/日 (100t/24h×2炉)
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し渣、可燃性残渣、災害廃棄物

### 6) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

#### ア 本件工事に係るもの

設計施工事業者は岡山市と締結する建設工事請負契約に基づき本件工事をを行う。本件工事の範囲については、土木建築工事、プラント機械設備工事、解体撤去工事、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得等とする。

#### イ 本件業務に係るもの

運営管理事業者は運営管理業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営業務は、運転業務、維持管理業務（本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、資源化業務等とする。なお、運営管理事業者は、岡山市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

### 7) 事業者の収入

本件事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

#### ア 本件工事に係る対価

岡山市は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて設計施工事業者へ支払う。

#### イ 本件業務に係る対価

岡山市は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき運営管理事業者へ委託費として支払う。

なお、運営管理事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、委託費の減額を行うことがある。

#### ウ 焼却灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務に係る対価

岡山市は、事業者が実施する焼却灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務について、特定事業契約において定める額を、運営期間にわたって運営管理業務委託費と一括して運営管理事業者へ支払う。運営管理事業者は岡山市の代行として当該業務に係る委託費を資源化企業へ支払う。

このため、必要に応じて岡山市、運営管理事業者、資源化企業の3者間で覚書等を締結することも想定する。

## (6) 法令等の遵守

岡山市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

次の考え方・手順に従い、P F I法に準じて本件事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と併せて公表する。

### (1) 選定方法

次の2点を満たす場合、本件事業を特定事業として選定する。

- 1) 事業期間全体における岡山市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、岡山市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、岡山市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等の水準の維持ないしは向上が見込めること。

### (2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表する。

- 1) 定量的評価の実施
  - ア 事業期間全体における岡山市の費用の総額の評価
- 2) 定性的評価の実施
  - ア 事業者に移転させるリスクの評価
  - イ 公共サービス等の水準の評価
- 3) 上記1)及び2)の評価に基づき本件事業を特定事業として選定する。
- 4) 評価の結果を公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

岡山市は、本件事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、価格及びその他の条件により選定を行う総合評価一般競争入札で行う予定である。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

表1 本件事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日程	項目
令和2年12月16日(水)	実施方針の公表
令和2年12月16日(水) ～ 令和2年12月25日(金)	実施方針に関する質問・意見の受付
令和3年1月15日(金)	実施方針に関する質問・意見への回答
令和3年3月中旬	特定事業の選定及び公表
令和3年4月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
令和3年4月中旬	入札参加資格に関する質問の受付
令和3年5月上旬	入札参加資格に関する質問回答の公表
令和3年5月中旬	入札参加表明書の受付
令和3年5月下旬	入札参加表明書の確認
令和3年6月上旬	その他全般に関する質問の受付（入札参加資格を除く）
令和3年6月下旬	その他全般に関する質問回答の公表（入札参加資格を除く）
令和3年8月中旬	技術提案書の受付
令和3年9月中旬	技術対話
令和3年10月上旬	改善通知
令和3年10月下旬	改善技術提案書の受付
令和3年10月下旬	開札
令和3年11月上旬	参加資格の審査
令和3年11月中旬	落札者の決定
令和3年12月上旬	基本協定の締結
令和4年1月下旬	特定事業契約の締結（仮契約）
令和4年3月中旬	特定事業契約の締結（本契約）

#### (2) 事業者の募集手続き等

##### 1) 実施方針の公表

実施方針を、令和2年12月16日（水）に公表する。

##### 2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：令和2年12月16日（水）～令和2年12月25日（金）午後5時

イ 提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、添付の様式第1号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 2016で読取りが可能なもの）を添

付し、岡山市環境局環境施設部環境施設課に送付して提出するものとする。岡山市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

E-mail : kankyoushisetsuka@city.okayama.lg.jp

### 3) 実施方針に関する質問・意見への回答

提出された質問・意見への回答は、令和3年1月15日（金）までに、岡山市ホームページにおいて公表する。

(<https://www.city.okayama.jp/0000011785.html>)

### 4) 特定事業の選定及び公表

実施方針に関する意見等を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認められる場合、本件事業を特定事業として選定し、令和3年3月に公表することを予定している。

## 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、土木建築設計企業、解体企業、土木建築建設企業、プラント建設企業、運営管理企業、焼却灰運搬及び飛灰運搬企業、焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業を含む複数の企業（ある企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。なお、参加表明時に構成企業の企業名を表明するものとする。
- 2) 入札参加者は、代表企業を含めた構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加への参画は認めない。
- 3) 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 4) 入札参加者は、下記(2)－1)及び(2)－4)の要件をすべて満たす「プラント建設企業」1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。
- 5) SPCを設置する場合は、構成企業のうち、プラント建設企業及び運営管理企業は構成員とし、これらの企業以外は構成員又は協力企業とする。
- 6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、岡山市と協議を行うものとする。
- 7) 構成企業（参加表明書提出以降、岡山市がやむをえない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、焼却灰運搬及び飛灰運搬企業並びに焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は複数の入札参加者の構成企業になることを可能とする。
- 8) 運営管理事業者をSPCとする場合は、代表企業は構成員とし、SPCに50%超の出資をするとともに、50%を超えるSPCの議決権割合を有するものとする。
- 9) 運営管理事業者をSPCとする場合は、落札者は基本契約締結時までにSPCを岡山市内に設立するものとする。
- 10) 構成員は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、岡山市の

事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

- 1 1) 設計施工事業者を特定共同企業体とする場合は、共同施工型共同企業体（甲型 J V）とするとともに、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、当該共同企業体の出資比率は、構成員数の均等割の 10 分の 6 以上で、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- 1 2) 入札参加者のうち、代表企業が、後記 3 - (2) - 1) 及び 3 - (2) - 2) 並びに 3 - (2) - 3)、3 - (2) - 4) の要件を全て満たす場合は、設計施工事業者を単体の企業とすることを可とする。
- 1 3) 運営管理事業者を特定共同企業体とする場合は、共同業務型共同企業体とするとともに、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、当該共同企業体の出資比率は、構成員数の均等割の 10 分の 6 以上で、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- 1 4) 入札参加者のうち、後述 3 - (2) - 5) の要件を全て満たす構成企業がいる場合は、運営管理事業者を単体とすることを可とする。

## (2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、期日の指定等がない場合には開札日時点において、次の 1) から 7) までの各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。また、1) 及び 2) 並びに 3)、4) の業務を共同で行うときは、共同施工型共同企業体（甲型 J V）を結成して参加することとする。

### 1) 土木建築設計企業の要件

土木建築設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、土木建築設計企業の役割を、建屋及び土木・外構施設等担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。土木建築設計企業の役割を分割する場合は、建屋及び土木・外構施設等担当はエ以外の要件を満たすこととし、プラント担当はオ以外の要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること（契約締結に係る委任先がある場合は、委任先が建築士事務所の登録を行っていること）。

イ 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。

ウ 岡山市発注の建設コンサルタント業務等において低入札価格調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

エ 入札参加表明書の提出期限日において、平成17年4月1日以降、下記の清掃施設工事の設計を元請で契約し、設計実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての設計実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事設計実績として認める。

- ・ 一般廃棄物処理施設で蒸気タービン発電機を設置したごみ焼却能力100 t /日以上

の全連続燃焼式ストーカ焼却炉（ごみ処理施設性能指針（環廃対第724号 平成14年11月15日）に示すストーカ式燃焼装置であること。）を元請け（共同企業体での受注でも可とする）として設計した実績

オ 3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を5人以上配置すること。

## 2) 解体企業の要件

解体企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、解体企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はオ以外の要件を全て満たすこと。

ア 審査等に関する事項についてに基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。

エ 参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「最新の経審」という。）における建築一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 入札参加表明書の提出期限日において、平成17年4月1日以降、下記の解体工事を元請で契約し、完成・引渡ししが完了した実績を有すること。ただし、建築一式、土木一式、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事で発注されたものに限る。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。

・ ダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日（基発第401号））に基づく廃棄物を対象とした焼却施設を解体する工事

## 3) 土木建築建設企業の要件

土木建築建設企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、土木建築建設企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はオ以外の要件を全て満たすこと。

ア 審査等に関する事項についてに基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を雇用していること。

エ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。

オ 入札参加表明書の提出期限日において、平成17年4月1日以降、1棟で下記（ア）から（エ）までを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成・引渡ししが完了した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割

の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。

(ア) 新築又は増築工事

(イ) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 4階建以上

(エ) 1棟あたりの延床面積が5,500㎡以上。ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。

カ 入札参加表明書の提出期限日において、最新の経審における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

#### 4) プラント建設企業の要件

プラント建設企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、プラント建設企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はエ以外の要件を全て満たすこと。

ア 審査等に関する事項についてに基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。

エ 入札参加表明書の提出期限日において、平成17年4月1日以降、下記の清掃施設工事を元請で契約し、完成・引渡ししが完了した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。

- ・ 一般廃棄物処理施設で蒸気タービン発電機を有するごみ焼却能力100t/日以上  
の全連続燃焼式ストーカ焼却炉(ごみ処理施設性能指針(環廃対第724号 平成14年  
11月15日)に示すストーカ式燃焼装置であること。)を元請け(共同企業体での  
受注でも可とする)として施工し、かつ、2年以上施設が安定稼働した実績

オ 入札参加表明書の提出期限日において最新の経審における清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

#### 5) 運営管理企業の要件

運営管理企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、運営管理企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はウ～カ以外の要件を全て満たすこと。

ア 審査等に関する事項についてに基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

イ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

ウ 入札参加表明書の提出期限日において、平成17年4月1日以降に竣工及び運営が開始された一般廃棄物処理施設で蒸気タービン発電機を有するごみ焼却能力100t/日以上  
の全連続燃焼式ストーカ焼却炉の運営管理業務を受注(又は受託)し、かつ、1年以上  
にわたり業務を履行した実績を有すること。

- エ ウの運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的は点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）を含む業務であること。
- オ エの運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。
- ア) 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたS P Cにおいて受注した実績であり、かつ、当該S P Cへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
- イ) D B O方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたS P Cにおいて受注した実績であり、かつ、当該S P Cへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
- ウ) P F I方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立されたS P Cから受注した実績であり、かつ、当該S P Cへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
- エ) 運転役務委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績であること。
- カ 3か月以上継続して所属していることが確認でき、廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした100t/日以上処理能力を有する焼却施設（ただし、発電設備を有するもの）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）として1年以上務めた経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本件施設の運営開始後1年間以上専任で配置できること。
- 6) 焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業の要件
- 焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業は、次の要件を全て満たすこと。
- ア 審査等に関する事項についてに基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 廃棄物処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。
- 7) 焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の要件
- 焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は、次の要件を全て満たすこと。
- ア 審査等に関する事項についてに基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 廃棄物処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ウ 本件施設の試運転開始までに、資源化のための施設が供用開始していること。
- エ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる焼却灰の（飛灰資源化企業にあたって

は飛灰の) 資源化处理実績を有すること。

(注)入札参加表明時点において、上記の資源化处理実績を有していない資源化企業を構成企業とする場合は、資源化施設の整備等の予定が分かる資料等を基に市が個別に事前審査を行うため、入札参加表明の30日以上前までに申し出ること。

### (3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)第2条第1項の規定に該当する者。
- 2) 入札公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- 3) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等のうちに同条に第6号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- 4) 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成企業となっている者。ただし、焼却灰運搬及び飛灰運搬企業並びに焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は複数の入札参加者の構成企業になることを可能とする。
- 5) 岡山市が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本件事業に関し、岡山市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

ア 株式会社東和テクノロジー

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

### (4) 入札参加表明の確認

入札参加表明確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。入札参加表明確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格の要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格の要件を有する構成企業を補充し、実績等を確認し、岡山市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加表明確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格の要件を欠いた日とする。

### (5) 入札参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は、開札日とする。
- 2) 入札参加資格審査申請書類及び申請方法については、入札公告による。
- 3) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が次の各号に該当した場

合、岡山市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
- イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
- ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- エ 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
- オ 当該入札前に発生した事案により指名停止基準に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
- カ 前号の規定にかかわらず、指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号、第 9 項又は第 11 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- キ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

4) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る岡山市議会の議決日までの間、落札者の構成企業が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、岡山市は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、岡山市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
- イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
- ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- エ 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
- オ 役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- カ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- キ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ケ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- コ 暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若し

くは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

サ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がオからコまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

シ オからコまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(サに該当する場合を除く。)に、岡山市長が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

ス 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を岡山市長に届け出なかったとき。

セ 指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

ソ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

#### (6) S P Cの設立に関する要件

1) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、岡山市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2) 上記3-(1)-5)及び3-(1)-8)並びに3-(1)-9)の要件を満たすこと。

#### (7) 建設工事請負契約の締結に関する要件

岡山市は、事業者のうち本件工事を行う設計施工事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記3-(2)-1)及び3-(2)-2)並びに3-(2)-3)の要件を満たす構成企業が結成した共同施工型共同企業体と建設工事請負契約を締結する。なお、事業者が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合は、当該企業と建設工事請負契約を締結する。

#### (8) その他契約手続きに関する事項

その他契約手続きに関する事項は「別紙-4 契約手続きに関する事項」を参照すること。

### 4 審査及び選定に関する事項

岡山市は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱に基づき、次のとおり審査を行う。

#### (1) 技術提案の審査

技術提案書を提出した入札参加者と技術対話を行い、その後、技術対話に基づく改善内容が反映された改善技術提案書を受け付ける。当該改善技術提案書について、学識経験者の意見を聴取した上で、落札者決定基準に基づき技術提案審査を行う。

#### (2) 総合評価

落札者決定基準に基づき、技術提案の内容及び入札価格を総合的に評価し、入札参加資格確認対象者を決定する。

### (3) 参加資格の審査

入札参加資格確認対象者は、入札公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請を行うものとする。入札参加資格確認対象者から当該申請が提出されたときは、入札公告に示す開札日時を基準として、当該申請について、入札参加資格の確認を行うものとする。確認の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合、落札者として決定する。

### (4) 審査事項

審査事項は入札公告において示す「落札者決定基準」によるものとする。

### (5) 結果の公表

落札者決定後、審査結果を公表する。

### (6) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、岡山市に帰属しないが、公表、展示、その他岡山市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、岡山市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、岡山市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。この考え方に基づいて岡山市の考える本件工事及び本件業務において発生するリスクの分類・分担を、「別紙-3 本件事業に係るリスク分担（案）」に示す。なお、このリスク分類・分担は、今後、実施方針等に関する意見を踏まえ変更することがある。

#### 2 提供されるサービス水準・仕様

本件事業における本件工事及び本件業務に関するサービス水準並びに仕様は、入札公告において示す要求水準書によるものとする。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

岡山市は、事業者が実施する本件工事及び本件業務の実施状況について、モニタリングを行い、特定事業契約で定められた性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用は原則として岡山市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の作成について協力を行うものとする。

##### (2) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は次のとおりとする。なお、モニタリング方法、内容等については特定事業契約において定める。

###### 1) 本件工事期間

本件工事期間において、岡山市は、設計施工事業者による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、設計施工事業者は必要な改善措置を行うものとする。

###### 2) 本件業務委託期間

本件業務委託期間において、岡山市は、業務の内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。また、SPCを設置した場合は、SPCの経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

確認の結果、業務の成果が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合は、運営管理事業者は必要な改善措置を行うものとし、特定事業契約の定めに従い、岡山市からの本件業務に係る対価の減額等の措置を行うことがある。

#### **第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項**

##### **1 公共施設等の立地に関する事項**

前記第1-1-(5)-5)-アを参照のこと。

##### **2 施設の規模及び配置に関する事項**

前記第1-1-(5)-5)-イを参照のこと。

## **第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、岡山市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、特定事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、特定事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 2 本件事業の継続が困難となった場合の措置

本件事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方は、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。なお、措置の詳細については、特定事業契約に定めることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、岡山市は、事業者に対して、改善勧告等の措置を行い、一定の期間を与えて事業者による改善の実施を求めるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができない場合は、岡山市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、岡山市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。
- 3) 上記1)及び2)により岡山市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、岡山市に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 岡山市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

岡山市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

上記の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、岡山市は、事業者に生じた損害を賠償する。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、岡山市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- 1) 本件工事期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、岡山市は事業者に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営管理業務委託契約及び焼却灰運搬及び飛灰運搬契約並びに焼却灰資源化及び飛灰資源化契約についても解除することができる。
- 2) 本件業務委託期間において、岡山市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営管理業務委託契約及び焼却灰運搬及び飛灰運搬契約並びに焼却灰資源化及び飛灰資源化契約を解除することができる。

#### (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の支援に関する事項**

本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### **3 その他**

岡山市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 岡山市議会の議決

岡山市は、特定事業契約の締結にあたっては、建設工事請負契約を岡山市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

岡山市情報公開条例（平成12年市条例第34号）に基づき情報公開を行う。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

岡山市環境局環境施設部環境施設課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1312

F A X : 086-803-1896

E-mail : kankyoushisetsuka@city.okayama.lg.jp

**(様式第1号)**

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

**実施方針に関する質問・意見書**

「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業」に関する実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名 (氏名)	
	所属 (住所)	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

(1) 実施方針への質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1						
(例)	1	第1	1	(1)	事業名称	

(2) 実施方針への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1						
(例)	1	第1	1	(1)	事業名称	

※Microsoft Word 2016 で読取りが可能なもので提出すること。

## 別紙－1 本件事業の事業スキーム図

本件事業において想定する事業スキームのうち、SPCを設立する場合のスキーム図を図1、SPCを設立しない場合のスキーム図を図2に示す。なお、図1に示すスキーム図は設計施工事業者の構成企業を全て構成員と想定した場合のスキーム図であり、SPCへの出資に関しては事業者によってはこの限りではない。

本件事業における焼却灰・飛灰の運搬及び資源化業務委託費については、本件業務の委託費に含むものとし、運営管理事業者が各々の資源化事業者へ業務対価を支払うものとする。このため、必要に応じて岡山市、運営管理事業者、それぞれの資源化事業者の3者間で覚書等を締結することも想定する。

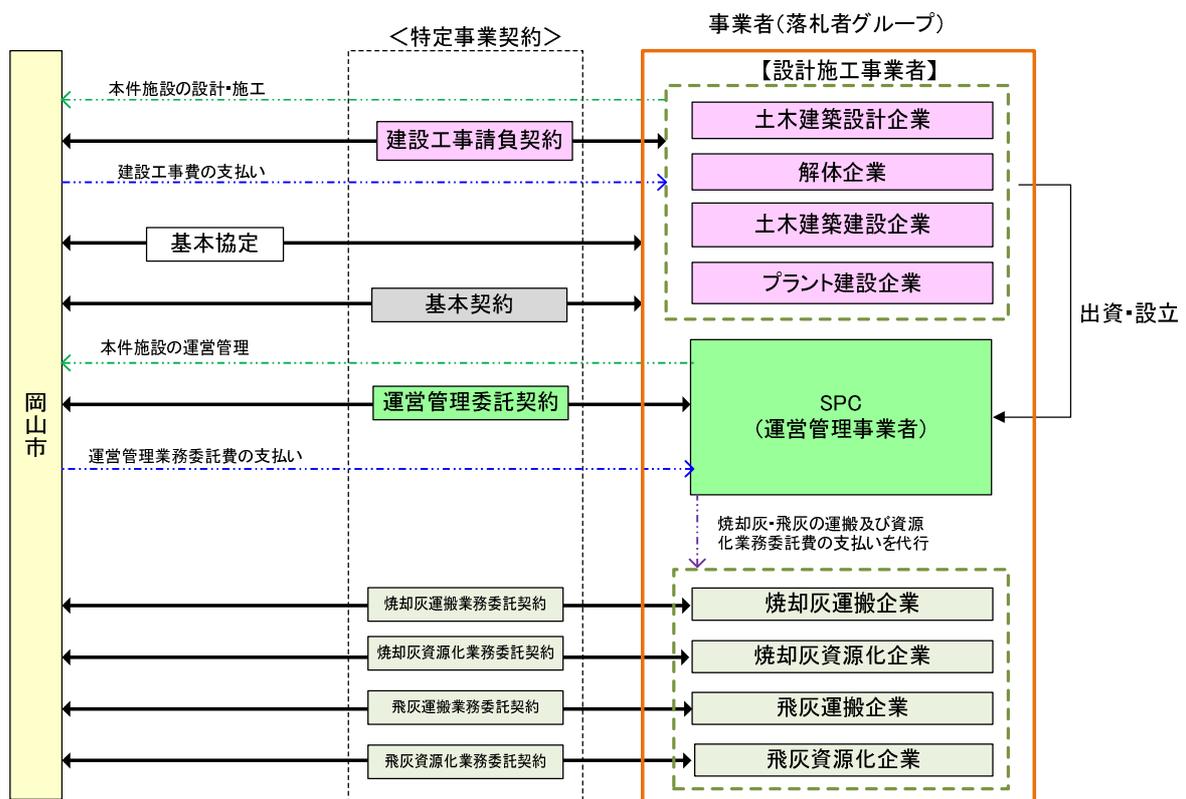


図1 本件事業の事業スキーム図（SPCを設立するケース）

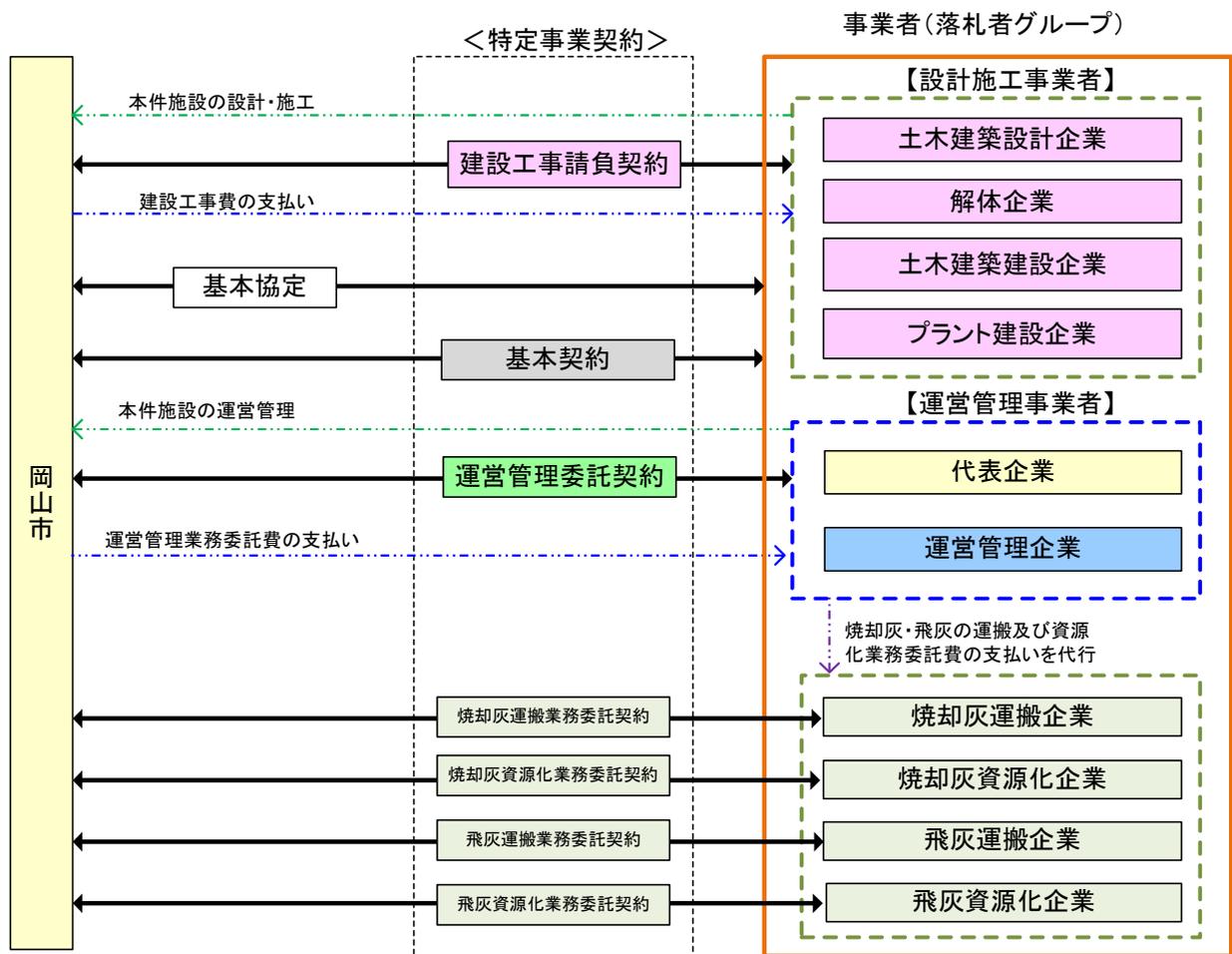
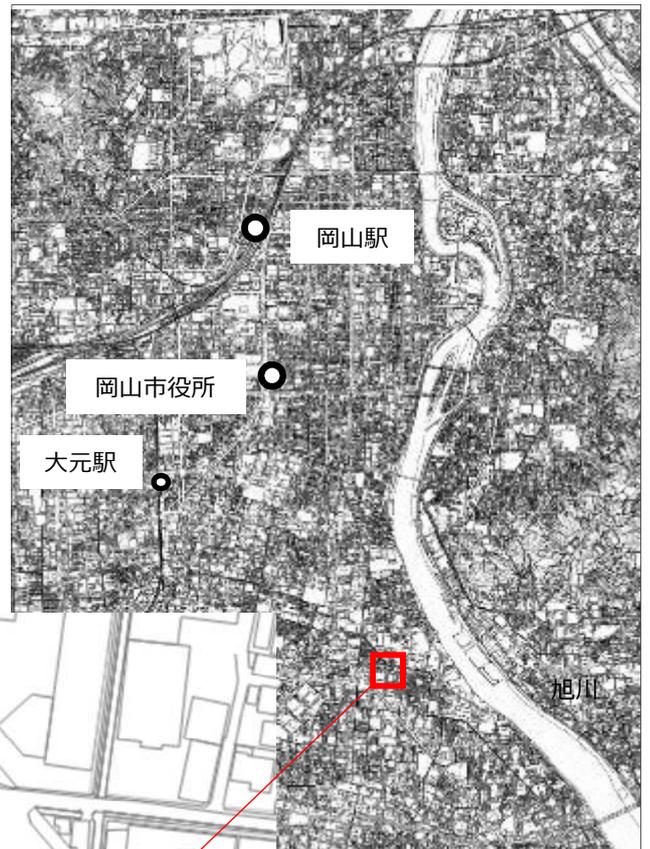
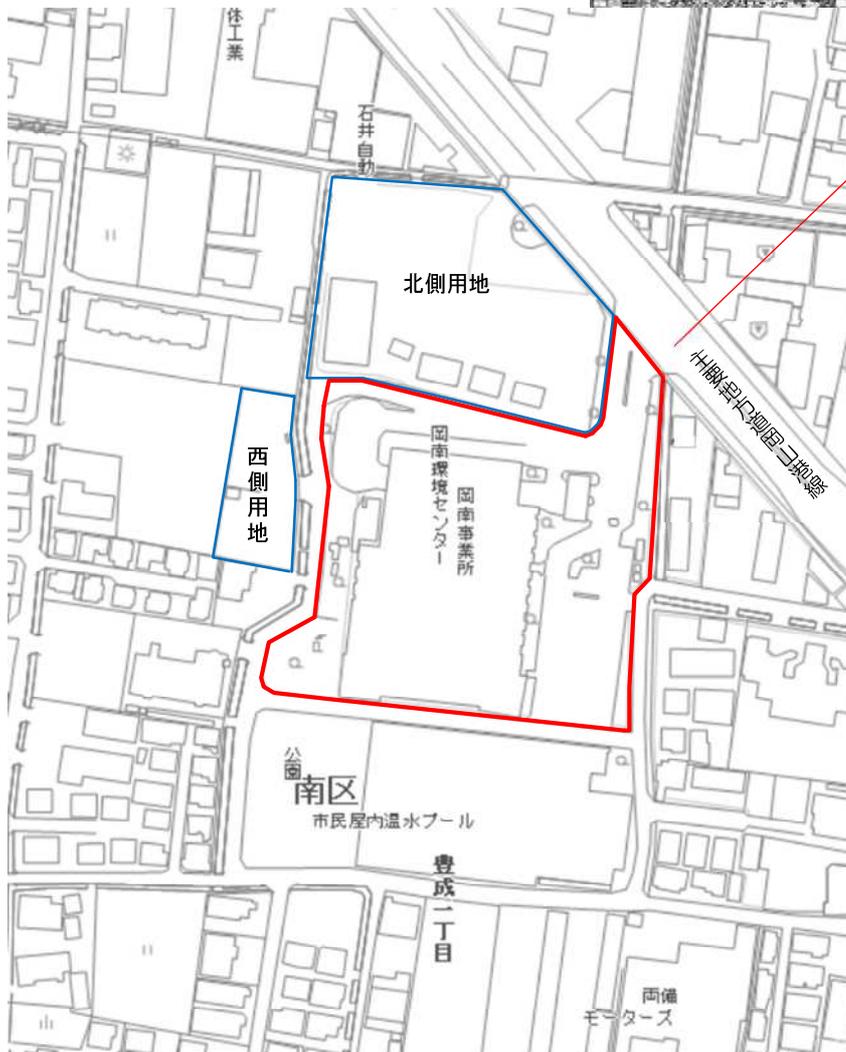


図2 本件事業の事業スキーム図（SPCを設立しないケース）

別紙一 2 建設予定地位置図



【拡大図】



### 別紙－３ 本件事業に係るリスク分担（案）

本件事業に係る岡山市と事業者のリスク分担について、以下に示す。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		岡山市	事業者	
		○：主分担	△：従分担	
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の募集要項の誤記、提示漏れにより、岡山市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	事業者の事由により契約が結べない等	△	○
	計画変更リスク	岡山市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		事業者の事由により発生した住民反対運動等	△	○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		生活環境影響調査における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等		○
	入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○
	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故、火災等に関するもの		○
	交付金リスク	交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○
その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○		
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	岡山市の指示、岡山市の財政破綻等に伴うもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○	
	上記以外の岡山市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○		
不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力により事業の実施が不可能となる等	○		
	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力による修復のための事業遅延等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	岡山市の提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	岡山市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施設計用に実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	岡山市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		岡山市	事業者	
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	岡山市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	岡山市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		敷地外工事（上水道、工業用水、下水道工事）に関して、道路占用許可や地権者同意取得等の遅れや係争に伴う工事遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	建設工事発注仕様書への不適合（施工不良を含む）		○
既存の施設への影響リスク	事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害		○	
試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○	
	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○		
処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以上の変動）	○		
	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以内の変動）		○	
	災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△	
性能未達リスク	施設が特定事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○	
	岡山市の事由により特定事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○		
施設瑕疵リスク	施設的设计・施工の契約不適合に係るもの		○	
技術革新	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（岡山市が求める場合）	○		
	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（事業者が提案する場合）		○	
発電収入変動リスク	電力事業者との契約内容による発電収入の変動	○		
	発電量の変動に関する費用変動（計画からの発電量変動の帰責自由が事業者にある場合）		○	
	発電量の変動に関する費用変動（計画からの発電量変動の帰責自由が事業者にない場合）	○		
物価変動リスク	施設の供用開始後のインフレ、デフレ（一定の範囲内の場合）		○	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ（一定の範囲を超えた場合）	○		

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			岡山市	事業者
運営段階	電気・熱供給リスク	余熱利用施設への蒸気・電力・温水供給停止に伴う費用増大 (供給停止の帰責事由が事業者にある場合)		○
		余熱利用施設への蒸気・電力・温水供給停止に伴う費用増大 (供給停止の帰責事由が事業者にない場合)	○	
		供給用配管(敷地内)の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にある場合)		○
		供給用配管(敷地内)の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にない場合)	○	
	焼却残渣処理リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲での 焼却処理における焼却残渣の処理に係るもの		○
		上記以外のもの	○	
	利用者リスク	見学者等の施設利用者の事故に対するもの (岡山市が業務を行う部分・箇所が発生した事故)	○	
		見学者等の施設利用者の事故に対するもの (上記以外の部分・箇所が発生した事故)		○
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○	
	事業終了時	施設の性能確保 リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	
事業終了時の諸手 続きに係るリスク		事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る岡山市の事由による費用増大	○	

## 別紙－４ 契約手続きに関する事項

### １ 落札者決定後の契約手続き

落札者決定後に岡山市と事業者の間で締結する契約書等は以下の内容とする。

#### （１）基本協定の締結

落札者決定後に、岡山市と事業者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本件事業に関する特定事業契約の締結に向けた、岡山市と事業者の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

なお、運営管理事業者をＳＰＣとする場合は、定めに基づき事業者は速やかにＳＰＣを設立しなければならない。

#### （２）特定事業契約の締結

岡山市と事業者は、基本協定を締結した後、建設工事と運営管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。特定事業契約とは、次の内容の７つの契約の総称である。

##### １）基本契約

基本契約は、事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、岡山市と事業者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

##### ２）建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき岡山市と事業者（この場合は設計施工事業者）の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、岡山市議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

##### ３）運営管理業務委託契約

運営管理業務委託契約は、基本契約に基づき岡山市と事業者（この場合は運営管理事業者）の間で締結する本件業務に関する契約である。

運営管理業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

##### ４）焼却灰運搬業務委託契約

焼却灰運搬業務委託契約は、基本契約に基づき岡山市と事業者（この場合は焼却灰運搬事業者）の間で締結する焼却灰運搬業務に関する契約である。

焼却灰運搬業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

##### ５）焼却灰資源化業務委託契約

焼却灰資源化業務委託契約は、基本契約に基づき岡山市と事業者（この場合は焼却灰資源化事業者）の間で締結する焼却灰資源化業務に関する契約である。

焼却灰資源化業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

#### 6) 飛灰運搬業務委託契約

飛灰運搬業務委託契約は、基本契約に基づき岡山市と事業者（この場合は飛灰運搬事業者）の間で締結する飛灰運搬業務に関する契約である。

飛灰運搬業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

#### 7) 飛灰資源化業務委託契約

飛灰資源化業務委託契約は、基本契約に基づき岡山市と事業者（この場合は飛灰資源化事業者）の間で締結する飛灰資源化業務に関する契約である。

飛灰資源化業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

以 上